

秋田市建築基準法施行細則新旧対照表

改 正 案		現 行		
第1条～第10条 (略) (建築物の定期報告等) 第11条 (略) 2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により市長が付加する調査項目等は、次の表のとおりとする。ただし、法第12条第2項の点検に付加するものにあつては、同表(1)の項に係る部分に限る。		第1条～第10条 (略) (建築物の定期報告) 第11条 (略)		
(1) 建築物の内 部	調査項目 常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。)	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置ならびに照明器具および懸垂物等の状況 扉の取付けの状況 扉、枠および金物の劣化および損傷の状況 固定の状況 人の通行の用に供する部分に設ける	調査方法 目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。 目視等又は触診により確認する。 目視等により確認する。 目視等により確認する。 目視等により確認する。	判定基準 物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。 取付けが堅固でないこと。 変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。 常閉防火扉が開放状態に固定されていること。 防火区画に用いる防火設備等の構造

		常閉防火扉の作動の状況	より運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。	方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
(2) 避難施設等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
以下（略）		以下（略）		